

(案)

雇児発※※※※第※号

平成 22 年※月※※日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における人身取引被害者に対する支援体制の確保について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、婦人保護施設において、通訳者・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等へ依頼した場合における当該経費や人身取引被害者（以下「被害者」という。）に係る医療費を支弁した場合における当該経費について国から予算の範囲内で補助を行うことにより、被害者の適切な支援を確保することとし、次のとおり実施方法を定め、平成 22 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

## 1 趣旨

被害者の保護については、これまでも婦人相談所における一時保護において対応して来たところであるが、保護期間が中長期化するケースに対して適切に対応し、被害者の心身の安定・回復を図ることができるように、婦人保護施設においても保護を実施することが求められている。このため、婦人保護施設において、通訳者・ケースワーカーを確保すること、また、被害者のニーズに応じて必要な医療を受けることにより、婦人保護施設における被害者への支援体制を確保することとする。

## 2 支援内容

### (1) 通訳者・ケースワーカーの確保

被害者の状況や要望等に対応し、適切な支援を実施するため、通訳者・ケースワーカーの派遣を外国人支援に実績のある民間団体等へ依頼する。

#### ① 通訳者

次のア～ウの条件をできるだけ満たす者とする。

ア 被害者の母語に精通し、かつ、人身取引に関する知識を有する者

イ 人身取引被害者への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員等

ウ 加害者と関係しない者

② ケースワーカー

次のア～ウの条件をできるだけ満たす者とする。

- ア 被害者の自国の生活様式、社会保障等に精通し、かつ、人身取引に関する知識を有する者
- イ 人身取引被害者への支援に取り組んでいる国際機関や民間団体職員等
- ウ 加害者と関係しない者

(2) 医療の受診等

被害者の状況や要望等に対応し、そのニーズを踏まえ、他法他制度が利用できない場合に医療機関における診察、検査、治療又は診断書の発行等の必要な医療を受けさせること。

3 運営の留意点等

- (1) 本支援事業の実施に当たっては、外国人支援に実績のある国際機関、民間団体、国際交流協会等関係機関と連携を密に図ること。
- (2) 本支援事業において、加害者側へ被害者の居所等の情報が漏洩することがないよう個人情報の取扱いには十分留意すること。

4 経費

この通訳者・ケースワーカーの確保や医療費の支弁に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。